

スーパー定期〈複利型〉 商品概要説明書

(平成 22 年 5 月 10 日現在適用中)

| | |
|--|--|
| 1. 商品名 (愛称) | <ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期貯金 (M型) 〈複利型〉 〔 愛称：預入金額 300 万円未満・・・スーパー定期 預入金額 300 万円以上・・・スーパー定期 300 〕 |
| 2. 販売対象 | <ul style="list-style-type: none"> 個人のみ |
| 3. 期 間 | <ul style="list-style-type: none"> 定型方式 3 年、4 年、5 年 預入時のお申し出により自動継続 (元金継続または元利金継続) の取扱いができません。 |
| 4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> 一括預入 1,000 円以上 1 円単位 |
| 5. 払戻方法 | <ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月毎の複利計算 20% (国税 15%、地方税 5%) の分離課税 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。 |
| 7. 手数料 | — |
| 8. 付加できる特 約事項 | <ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率) マル優 (障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができません。 |
| 9. 中途解約時の 取扱い | <ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 3 位以下切捨て) により 6 か月毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 3 年ものの定型方式 <ul style="list-style-type: none"> 預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×40% 預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満の場合 約定利率×50% 預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満の場合 約定利率×60% 預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満の場合 約定利率×70% 預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満の場合 約定利率×90% (2) 4 年ものの定型方式 <ul style="list-style-type: none"> 預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×40% 預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満の場合 約定利率×50% 預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満の場合 約定利率×60% 預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満の場合 約定利率×70% 預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満の場合 約定利率×80% 預入期間が 3 年以上 4 年未満の場合 約定利率×90% (3) 5 年ものの定型方式 <ul style="list-style-type: none"> 預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×20% 預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満の場合 約定利率×30% 預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満の場合 約定利率×40% 預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満の場合 約定利率×50% 預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満の場合 約定利率×60% 預入期間が 3 年以上 3 年 6 か月未満の場合 約定利率×70% 預入期間が 3 年 6 か月以上 4 年未満の場合 約定利率×80% 預入期間が 4 年以上 5 年未満の場合 約定利率×90% ただし、計算後の利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、解約日における普通貯金利率 |
| 10. 貯金保険制度 (公的制度) | <ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除 |

| | |
|----------------|---|
| | く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 11. その他参考となる事項 | ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 |